

議案第7号

八幡浜市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

平成29年2月27日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

八幡浜市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第7条 会議の庶務は、市民福祉部 <u>子育て支援課</u> において処理する。	(庶務) 第7条 会議の庶務は、市民福祉部 <u>社会福祉課</u> において処理する。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

提案理由

子育て支援課の新設に伴い、所要の改正を行うため。

